

## (日本シナリオ作家協会の回答)

## 同時配信等WT（第2回）で御発表いただきたい事項について

1. 集中管理・放送事業者との契約の実態について

## ・集中管理のカバー率

約 17%。

※ 2015 年度に地上波及び BS 波で放送されたドラマ・アニメ・劇場用映画等の脚本家延べ人数から算出した割合=2,774 人/16,247 人

## ・同時配信等に関する集中管理の有無

同時配信等に関する集中管理 → 有り。

放送と同時配信等で利用区分 → 分けている。理由は利用形態・使用料率の違い等があるため。ただし申請を同時に行うことは可能。

## ・放送事業者との契約の実態

NHK、民放在京キー局との放送+同時配信等に関する主な取り決めは次のとおり。

<NHK>

## ◆NHK プラスに関する取り決め

1 週間の配信使用料（同時・見逃し）に関する料率の暫定的な取り決め。早戻しおよび、原則として本放送から 1 週間以内に予定されているリピート放送の同時配信を含む。部分使用についても取り決めあり。21 年度については、20 年度末に再協議予定。

## ◆TVer での試行的配信に関する取り決め

TVer を通じて試行的に配信した際の総合テレビと E テレの番組の使用料は、NHK プラスの使用料に含むこととする暫定的な取り決め。21 年度については、20 年度末に再協議予定。

<民放在京キー局>

## ◆TVer の ADVOD（広告型無料動画配信）使用料率に関する取り決め

見逃し配信の際の使用料に関する取り決め。21 年度については、20 年度末に再協議予定。

## ・放送を許諾しつつ、同時配信等を許諾しない理由

原則なし。権利者の意向によっては許諾しないことも想定されるが、現在のところ当協会においては事例なし。

## 2. 放送事業者からの要望事項に対する御意見について

### ○資料 4-1 の<1. 制度的課題について検討が必要な事柄>について

#### ① 放送のみ許される権利制限等の同時配信等への適用

脚本分野に関する規定（「第34条第1項（学校教育番組の放送等）」、「第38条第3項（営利を目的としない公の伝達等）」、「第44条1項（放送のための一時的固定）」については、権利処理の円滑化を図るのであれば「同時配信」も「放送」と同内容に見直すことが望ましい。

#### ② 借用素材の権利処理の円滑化

「放送」利用の権利処理の際、同時に「同時配信」利用についても一括処理することで権利処理の円滑化を図ることが出来る。制度的な課題として見直す必要はない。

#### ③ 商業用レコード、映像実演等各分野のアウトサイダーへの対応

脚本分野においてもアウトサイダーへの制度的対応は必要。

#### ④ 全体的な権利処理の作業負荷の軽減

前述のとおり、脚本分野においては、「放送」と「同時配信」の一括権利処理等で対応できる部分が多い。制度改正の必要性は低い。

## ○対象とするサービスの範囲

### 「具体的な期間」「配信形態」「同時配信等に係る対価徴収の可否」について

民放テレビ事業者が「同時配信」を実施するにあたっては、今年度から開始した NKK プラスの実績を踏まえた上で、同等の取扱いをするべき。なお『見逃し配信』はすでに NHK プラス、TVer で運用されているが、既存の動画配信サービスと共通する部分が多い。現在、両サービスは「放送の補完」との位置づけであることから、低廉な使用料としているが、本来は動画配信サービスに準じた使用料を徴収するべきと考える。

### 「実施主体」について

放送事業者以外が実施することは問題ないが、「権利処理の円滑化」や「権利処理の実施の確実性」等の観点から、放送事業者が権利処理の実施主体となることが望ましい。

### 「ラジオ・衛星放送・有線放送」について

それぞれの同時配信サービスは、すでに放送事業者との間で利用条件・使用料を事前に取り決めたうえで運用されているので（「らじるらじる」聞き逃し配信の実証実験を除く）、制度的対応は不要。

## ○現行権利制限規定の見直しに関して、個々の規定ごとの取扱い

前述の通り、脚本分野に関する規定（「第34条第1項（学校教育番組の放送等）」、「第38条第3項（営利を目的としない公の伝達等）」（放送のための一時的固定（第44条1項）））については、権利処理の円滑化を図るのであれば「同時配信」も「放送」と同内容に見直すことが望ましい。

### 3. その他

権利処理の円滑化を制度化する際、権利者の利益が不当に害されることがないように十分考慮した上で、体制を整備していただきたい。

例えば「円滑化」の行き過ぎた行為として、脚本分野では、いわゆる「買い取り」（＝著作権譲渡）契約が強要されることが少なくない。昨今では、配信オリジナル作品の製作時に、そのようなケースが増えている（買い取りを商習慣としている米国資本の製作が配信では増えており、これを契機として国内の製作者もそれに倣っているように見受けられる）。当協会では組合員の買い取り契約を原則禁じているが、一部の製作者の中には「買い取り」契約を行えるよう、あえて組合員以外の脚本家に仕事を依頼する者も見受けられる。作品が流通しやすくなることは、利用者にとっても権利者にとってもメリットがあり歓迎すべきことだが、「権利者の利益を守りつつ」という原則をくれぐれも踏まえ、今後の議論を進めていただきたい。

「同時配信を放送と同等に扱う」のであれば、現在のように同時配信を「放送の補完」と位置づけることなく、放送から独立した媒体として取扱うべき。

例えばNHKプラスにおいては、現在想定される極少ない利用者数に応じた暫定的な低い使用料率で運用しているが、「同等に扱う」とするのであれば、本格的に稼働したものと見做した料率を取り決めることとなるが、それは民放テレビ事業者での同時配信においても、同様に対応したいところである。

以上